

あなたのまちの河川の草刈りをしませんか？

愛知コミュニティバー推進事業

愛知県では、平成17年度から河川の草刈り作業の一部を地域の団体へ委託する事業を実施しております。

地域の皆様が希望する時期・区域で機動的に草刈りができますので、ご希望の方は各建設事務所にお問い合わせ下さい。



草刈りの様子

委託できる団体

■自治会、婦人会、老人クラブ、市民団体・企業等

※地元で自発的な意思により活動している団体に限りです

草刈り可能な区間

■県が通常草刈を実施している区間で、作業上安全な法面など

※実施対象面積は、原則として500㎡以上です

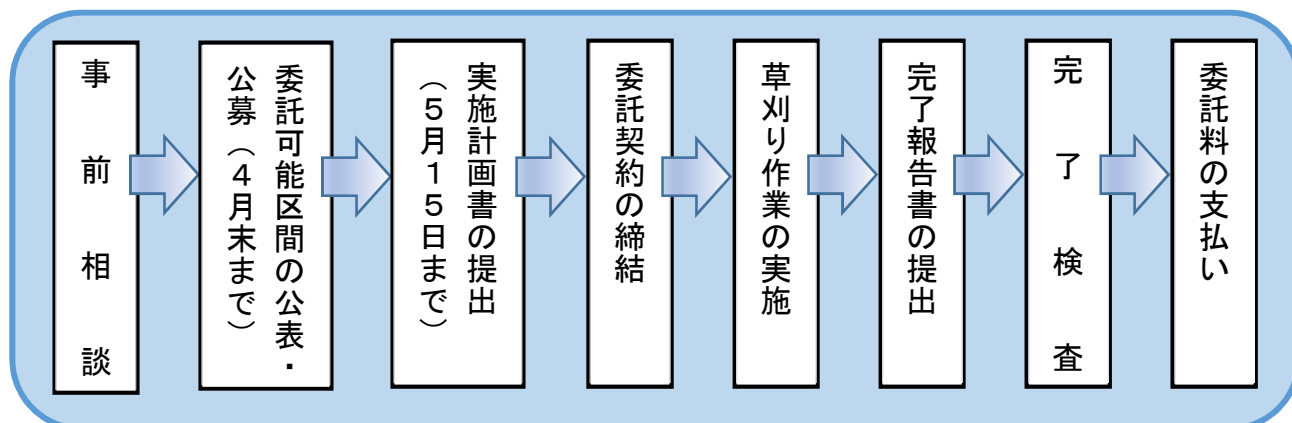
委託料をお支払いします

■内訳は、作業料（上限2回分）と損害・賠償責任保険料等の合計です

※計画書の作成等、契約上の一定の責任が課されます

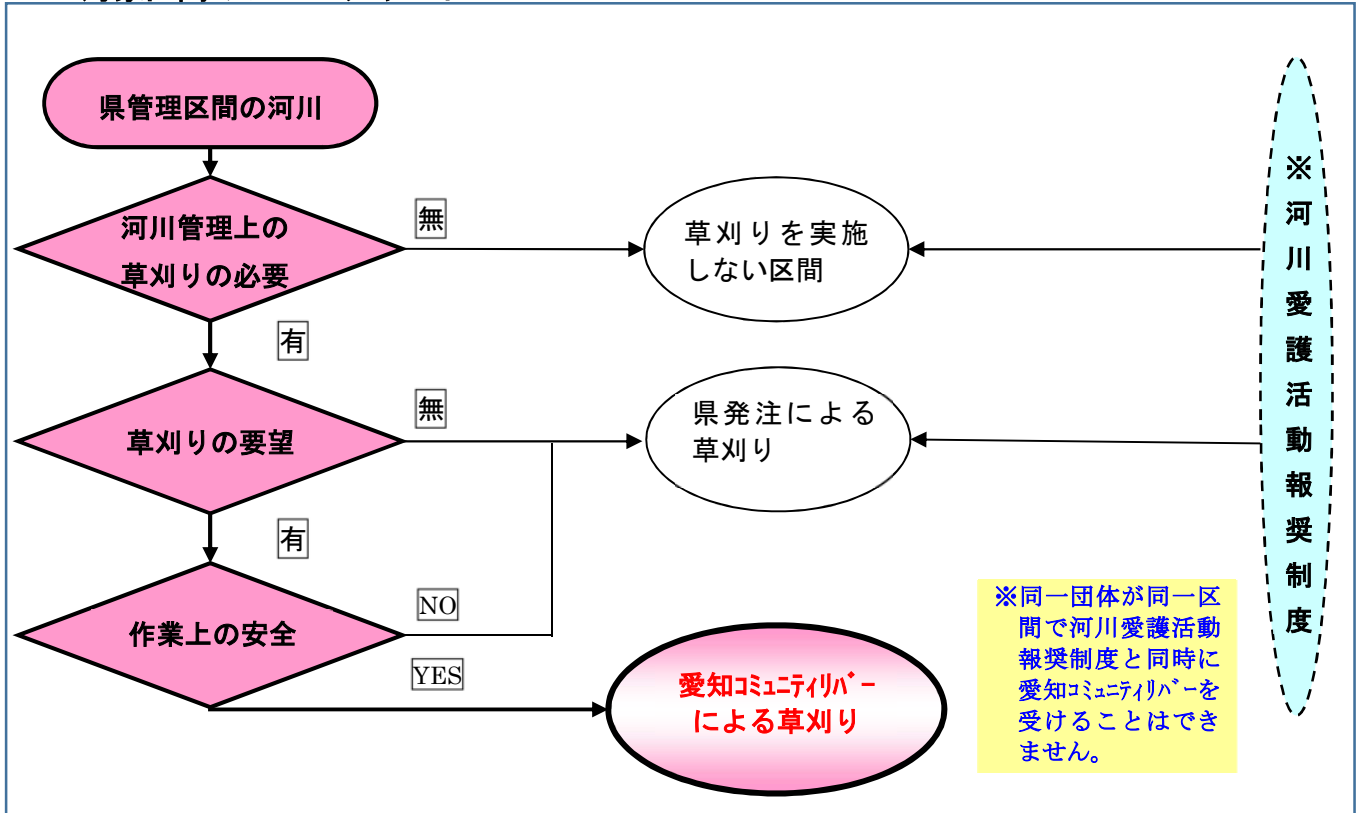
※道具の貸し出しは行いません

草刈り業務の流れ



■ご希望の方は、各建設事務所(裏面参照)へお問い合わせ下さい

対象区間のフローチャート



お問い合わせ窓口

| 機関名 | 担当部署 | 電話番号 |
|-------------------|----------------------|--------------|
| 尾張建設事務所 | 維持管理課 維持・修繕第二グループ | 052-961-4426 |
| 一宮建設事務所 | 維持管理課 管理グループ | 0586-72-1415 |
| 海部建設事務所 | 維持管理課 管理グループ | 0567-24-2162 |
| 知多建設事務所 | 維持管理課 管理第二グループ | 0569-21-3248 |
| 西三河建設事務所 | 維持管理課 管理第二グループ | 0564-27-2758 |
| 西三河建設事務所 西尾支所 | 管理課 管理・用地グループ | 0563-58-0145 |
| 知立建設事務所 | 維持管理課 維持・修繕グループ | 0566-82-3227 |
| 豊田加茂建設事務所 | 維持管理課 維持・修繕第一グループ | 0565-35-9238 |
| 豊田加茂建設事務所 足助支所 | 管理課 管理・用地グループ | 0565-62-0047 |
| 新城設楽建設事務所 | 維持管理課 維持・修繕グループ | 0536-23-8691 |
| 新城設楽建設事務所 設楽支所 | 管理課 維持・修繕グループ | 0536-62-0107 |
| 東三河建設事務所 | 維持管理課 管理第二グループ | 0532-52-1332 |

